

定期積金の掛込にかかる残高不足時の取扱いについて

(入金待ち期間経過後の「定期積金掛込申込書」の代理作成取り止め)

平素より、J A宮崎中央をご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

J A宮崎中央では、現在、定期積金の掛込方法が口座振替の場合に、指定された振替日から入金待ち期間において残高不足であり、入金待ち期間経過後において指定する口座に入金等がされ、残高が満たされた場合には、当J Aが「定期積金掛込申込書」を代理作成の上、お客様の口座から掛込額を引落とし、掛込を行う（**お客様の窓口来店不要**）事務処理としております。

今般、事務の統一化及びシステム変更等を理由としまして、令和4年2月1日より上述の取扱いを取り止めることといたします。

令和4年2月1日以降につきましては、以下の取扱いとなりますので、略儀ながら書中をもってお知らせ【ご案内】いたします。

何卒ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【令和4年2月1日以降の対応】

入金待ち期間経過後において掛込を行う場合につきましては、**窓口**に**来店**していただきまして、「定期積金掛込申込書」を記入の上、掛込を行っていただきます。

但し、口座振替の利便性向上に伴う「定期積金規定」の改正により、令和3年10月1日以降に開設された口座であれば、次回掛込日において、口座残高に応じ、振替不能となった前回掛込分を合わせて、自動的に掛込処理が行われる仕様に変更されておりますので併せてご案内いたします。

今後ともJ A宮崎中央をご愛顧賜りますようよろしくお願いいたします。

以 上